

※ 市税条例の改正について（固定資産税）

税務課固定資産税係

平成30年度の市税条例（以下「条例」と略す。）では、地方税法（以下「法」と略す。）改正に伴う条項移動への対応、従前の特例措置の期間延長、及び市町村が条例により定める課税標準の特例（いわゆる「わがまち特例」）の廃止・追加等を盛り込んでいる。

1 「わがまち特例」の追加等（附則第10条の2）

新たに法附則第15条において、条例により市町村が定める課税標準の特例（いわゆる「わがまち特例」）が追加、変更、廃止されたため、本市の特例率を定めた。

(1) 追加分

該当項	対象資産	設備区分	本市特例割合	関係する地方税法の規定と特例率・適用期間
第5項	津波対策の用に供する設備	指定避難施設避難用部分	2/3	(法附則第15条第29項第1号) 2/3を参酌して 1/2以上5/6以下（5年）
第7項		津波防災地域づくりに関する法律第61条第1項の「協定避難用部分」	1/2	(法附則第15条第29項第3号) 1/2を参酌して 1/3以上2/3以下（5年）
第8項		指定避難用償却資産	2/3	(法附則第15条第30項第1号) 2/3を参酌して 1/2以上5/6以下（5年）
第12項 第13項 第14項	再生可能エネルギー発電設備	(第1号) ハ 水力発電設備 ニ 地熱発電設備 ホ バイオマス発電設備	2/3	(法附則第15条第32項第1号) 2/3を参酌して 1/2以上5/6以下（3年）
第15項 第16項		(第2号) イ 太陽光発電設備 ロ 風力発電設備	3/4	(法附則第15条第32項第2号) 3/4を参酌して 7/12以上11/12以下（3年）

(2) 変更分

法の適用期限が2年間延長、参酌割合も変更されたので、本市特例割合を見直した。

該当項	対象資産	設備区分	本市特例割合	関係する地方税法の規定と特例率・適用期間
第1項	公共の危害防止のための施設又は設備	工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設（総務省令で定めるもの）	1/2 (旧規定 1/3)	(法附則第15条第2項第1号) 1/2を参酌して 1/3以上2/3以下

(3) 廃止分

全国的に実際の適用事例が僅少で今後の適用も殆ど見込まれないため、地方税法附則から今回が削除されたため、本市条例上も廃止するもの。（本市適用事例なし）

該当項 (旧規定)	対象資産	本市 特例割合	関係する地方税法の規定と特 例率・適用期間
(旧) 第3項	有害物質の排出又は飛散の抑制 に資する施設	1/2	(旧法附則第15条第2項第3号) 1/2を参酌して 1/3以上2/3以下

(4) 上記(1)～(3)の市税条例附則第10条の2に係る項の追加、廃止に伴い、既存規定の項を移動させ、また、各規定中の参照法令の条項が移動している場合は併せて当該部分を変更した。(実質的改正ではない。)

新	旧	備考
第3項	第4項	参照法令条項も併せて変更。
第4項	第5項	
第9項	第7項	参照法令条項も併せて変更。
第10項	第8項	
第11項	第9項	
第17項	第10項	参照法令条項も併せて変更
第18項	第11項	〃
第19項	第12項	〃
第20項	第13項	
第21項	第14項	
第22項	第15項	参照法令条項も併せて変更

2 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定追加(附則第10条の3)

(1) 追加

改修実演芸術公演施設(法附則第15条の11第1項)に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする者が行うべき申告の手続きを第12項に追加した。

3 土地課税に係る現行の仕組みの延長(附則第11条の2～第13条)

平成27年度から平成29年度までの措置としていた次の土地評価額の下落修正、土地の課税標準額の負担調整措置を現行の仕組みのまま3年間延長。

(1) 土地価格の下落修正制度の継続(附則第11条の2)

(2) 宅地等課税標準額の負担調整措置の継続(附則第12条)

(3) 農地の課税標準額の負担調整措置の継続(附則第13条)

4 影響額等

- ・ 上記1 (1) 追加分に該当資産があるかは不明。  
(2) 変更分は平成30年4月1日取得分からなので、影響額は不明。  
(3) 廃止分は本市に該当資産なし。(4) その他の分は実質的に変更なし。
- ・ 上記2 本市における該当資産は不明。
- ・ 上記3 従前の仕組みの継続なので、税額に影響なし。